

船舶事故調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年9月13日 11時10分ごろ
発生場所	北海道広尾町十勝港東北東方沖 広尾町所在の広尾灯台から真方位062°29.8海里（M）付近 （概位 北緯42°31.0′ 東経143°54.8′）
事故調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十八 ^{しょうせい} 祥成丸、8.5トン HK2-20331（漁船登録番号）、有限会社カネキタ漁業 13.82m（Lr）×3.45m×1.36m、FRP ディーゼル機関、540.00kW、平成9年10月 第200-30967号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第八 ^{とみえい} 富栄丸、8.12トン HK2-16935（漁船登録番号）、個人所有 12.95m（Lr）×3.10m×0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和53年5月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年5月13日 免許証交付日 平成21年1月21日 （平成26年2月22日まで有効） B 船長B 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月3日 免許証交付日 平成24年1月18日 （平成29年7月3日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部外板に亀裂等 B 球状船首部に擦過傷
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、十勝港東北東方沖の漁場で、船首を北西方へ向け、漂泊していか一本釣り漁の操業を行っていた

	<p>た。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、レーダー2台を0.5M及び3Mレンジで作動させ、後方から漁船が近づいている旨の無線連絡を受けていたが、接近する他船がいても漂流中のA船を避けてくれるものと思い、特に気に留めることなく、魚群探知機（以下「魚探」という。）及びソナーを見ていた。</p> <p>A船は、漂流して操業中、平成25年9月13日11時10分ごろ、その左舷中央部とB船の船首部が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、十勝港東北東方沖の漁場で、いか一本釣り漁の操業を行っていた。</p> <p>船長Bは、レーダー2台を0.25M及び1Mレンジの状態で作動させ、いかの魚群を追って約3ノットの対地速力で北東進中、魚探及びソナーを見ることに注意を向けていたところ、衝撃でA船と衝突したことを知った。</p> <p>A船の近くにいた僚船が本事故に気付いて所属漁業協同組合へ連絡を行い、海上保安部への通報を依頼した。</p> <p>A船及びB船は、A船に浸水があったものの、自力で北海道釧路港へ入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 北、風速 約3m/s、視程 約200～300m</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>本事故発生場所付近では、A船の僚船6隻及びB船の僚船5隻が操業を行っていた。</p> <p>A船は、漁船群の北東端付近で漂流していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、十勝港東北東方沖で漂流して操業中、船長Aが、接近する他船が漂流中のA船を避けてくれるものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、十勝港東北東方沖を北東進中、船長Bが、魚探及びソナーを見ることに注意を向けて、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、十勝港東北東方沖において、A船が漂流中、B船が北東進中、船長Aが、接近する他船が漂流中のA船を避けてくれるものと思い、また、船長Bが、魚探及びソナーを見ることに注意を向け、共に周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 漁場においても、常時適切な見張りを行うこと。
-----------	--